

# 児童扶養手当 特別児童扶養手当

## の現況届は忘れずに

8月1日(水)～8月31日(金)まで

手当が支給されているか停止されているかに関わらず、すべての受給者の方は、毎年現況届を提出しなくてはなりません。

提出を忘れると8月以降分の支給を受けることができませんので必ず提出してください。

また、受給資格がなくなったり、氏名や住所を変更したときなどにも届が必要です。

届が遅れた場合や届のない場合は、手当の支給が遅れたり、受けられなくなったり、または手当を返還していただくこともありますので、必ず提出してください。

なお、2年間現況届を提出しないしていると手当を受ける資格がなくなります。

### ◆児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

### ■手当額(月額)

・児童1人の場合  
全部支給  
42,500円

一部支給  
42,490円

42,030円

### ◆児童2人以上の加算額

・2人目

全部支給  
10,040円

一部支給  
10,030円

5,020円

・3人目以降1人につき

全部支給/6,020円

一部支給

6,010円

3,010円

### ■支給要件

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父(母)がその子どもを監護している場合に支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 母(父)が死亡した子ども
- ③ 母(父)が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④ 母(父)の生死が明らかでない子ども

### ◆特別児童扶養手当

20歳未満の身体や知的または精神に中程度以上の障害のある児童を家庭において監護している父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している方に対して手当を支給する制度で、児童の福祉増進に寄与することを目的としています。

- 手当額(児童1人当たりの月額)
  - ・1級/51,700円
  - ・2級/34,430円

アライグマ被害で困っていませんか

## アライグマ捕獲講習会を開催します

アライグマ1匹につき報償金3,000円が支払われますので、地域ぐるみの捕獲により被害をなくしましょう。

### ■日時

8月21日(火) 午後1時30分～

### ■場所

広川町役場3階大会議室

※受講料は無料です。

### ■アライグマ捕獲の流れ

講習会受講後、従事者証を発行

← 従事者がアライグマを捕獲後

← 役場産業建設課へ搬入

← アライグマを安楽死処分



← はこわなを従事者へ返還する際に、

← 従事者が処分済のアライグマを有

← 田聖苑へ搬送

← 報償金として3,000円を従

← 事者に支出

▼詳しくは産業建設課 産業班 (☎23-7764) まで

## 広川町公式インスタグラムはじめました

広川町では、町内外の方に向けてインターネットを利用した情報発信をおこなっています。このたび、新たな情報発信媒体としてインスタグラムの活用を開始しました!

広川町公式アカウント「ちょいなか広川」では、稲むらの火にちなんで【#namura\_fire】のハッシュタグを使用して、町内の風景や、ふとした瞬間の写真を投稿しています!

インスタグラムを日頃利用されている方は、ぜひ「ちょいなか広川」の応援をお願いします。 ※ちょいなか広川 プロフィールページは URL: [https://www.instagram.com/hirogawa\\_town\\_wakayama/](https://www.instagram.com/hirogawa_town_wakayama/)

### ※インスタグラム (Instagram)

スマートフォンで利用できる無料の写真共有アプリケーションで、通称「インスタ」と呼ばれています。「ハッシュタグ」と呼ばれる【#】を用いたキーワードで、簡単に他人が投稿した写真を検索できるのが特徴です。



## 第55回広川町老人福祉大会の開催

第55回広川町老人福祉大会を下記のとおり開催いたします。

- 日時: 9月14日(金) 午前10時から
- 場所: 広川町民体育館
- 対象者: 70歳以上の方(対象者の方には、案内状を発送します。)

9月の第3月曜日は「敬老の日」です。この日を中心として全国的に、お年寄りをいたわり長い間のご苦労に感謝の心を捧げる催しが行われます。広川町では70歳以上の方を対象に老人福祉大会を開催します。

今年は、**山川 豊さん**を中心にステージを繰り広げます。

### プロフィール

昭和56年2月のデビュー・シングル「函館本線」がいきなりロングヒット、第23回日本レコード大賞・新人賞を受賞する。5年後、第37回NHK紅白歌合戦へ念願の初出場を果たす。代表曲は「アメリカ橋」



▶詳しくは、住民生活課 給付班(☎23-7724)まで

# 広川町の 家 に関する支援制度紹介

現在広川町では、空き家解体補助金や定住促進奨励金など家に関する補助金が多数あります。今回は家に関する補助金を紹介します。



支援制度名	支援制度概要	補助金額および補助割合	担当課・班
1 定住促進奨励金	広川町に定住しようとする若年層（40歳未満）の住宅取得に対して奨励金を交付	奨励金として50万円	 企画政策課 企画政策班 ☎ 23-7731
2 住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度	住宅用太陽光発電システムを設置しようとする者に対し、その設置費を補助	設置しようとする太陽光発電システム1Kw当たり3万5千円補助 上限14万円	
3 住宅リフォーム補助金	町内施工業者による10万円以上の住宅リフォーム工事に対して補助	リフォームに要した補助対象工事費の1/2 上限50万円	
4 空き家改修事業補助金制度	町外から移住する者が町内に在る空き家に居住する際に行う住宅改修費用を補助。また、町外移住者のために自分所有の空き家を改修する費用を補助	改修費用の2/3補助 上限30万円	
5 空き家解体処理費補助制度	町内施工業者により空き家を解体撤去しようとする者に対して補助	解体撤去に要する費用 上限50万円	
6 木造住宅耐震化促進事業補助金	平成12年5月31日以前に着工された居住木造住宅の耐震化を促す補助金	①耐震化診断（無料実施） ②耐震化補強設計事業 設計費の2/3（補助対象限度額132千円） ③耐震改修事業 （国補助）耐震改修費用の11.5% （県補助）耐震改修費用の1/3 上限30万円 （町補助）耐震改修費用の1/3 上限30万円 国補助の41.1万円を超えた費用 上限20万円 ④耐震ベッド・耐震シェルター設置事業 補助対象経費の2/3（補助対象限度額266千円）（※応募者多数の場合は高齢者、障がい者が優先）	総務課 庶務班 ☎ 23-7732
7 浄化槽設置の補助金制度	住宅に浄化槽を設置しようとする者を補助	5人槽：49万8千円 6～7人槽：62万1千円 8～50人槽：82万2千円	住民生活課 住民環境班 ☎ 23-7714
8 単独処理浄化槽撤去費用補助金	単独処理浄化槽撤去に係る費用を補助	撤去に係る費用上限9万円	
9 生ごみ処理容器・生ごみ処理機購入費助成金	生ごみ処理容器または生ごみ処理機を町内商店等で購入しようとする者を助成	○生ごみ処理容器・・・1台 3千円 ○生ごみ処理機・・・購入費の全額上限5万円	

空き家バンクに登録してください

お持ちの空き家を貸したい・売りたい方へ

現在、広川町では、町内の空き家の所有者が空き家の売却や賃貸借等を目的としてその情報を登録し、空き家の利用を希望する者に対して情報提供をするための制度『広川町空き家情報登録台帳制度』を整備しています。

## 空き家バンク利用の流れ

### ◆空き家バンクに利用者希望の登録

#### ■申請書

・空き家バンク情報利用登録申請書兼誓約書

#### ■添付書類：本人確認書類

#### ■提出先：和歌山県住宅供給公社

（〒640-8150 和歌山市十三番丁30）

### ◆気になる空き家物件の見学

町担当者が所有者に連絡し、現地を案内します。なお、日程の都合上、所有者の方が現地に来られない場合は、外観のみのご案内となります。

### ◆空き家物件の購入・賃貸手続き

見学の結果、購入、賃貸を希望される場合、広川町の住宅協力員（株式会社スエタカ）の仲介により、交渉後、契約することとなります。

### ◆空き家物件の改修工事

町外からの移住者で、空き家バンクに登録されていた空き家を改修したい場合、一定の要件を満たした場合は、補助金を利用できます。

## 物件登録までの流れ

### ◆空き家バンクへの登録申込

#### ■申請書：・広川町空き家バンク

広川町空き家情報登録申込書

・和歌山県空き家バンク

空き家バンク登録申請書

空き家バンク登録カード

#### ■共通添付書類：間取り図・写真（外観（外構・庭含む）、各部屋）

### ◆町の担当者による現地調査

広川町では、空き家バンク申請後、町担当者と所有者の立ち会いのもと、空き家の現地調査を行います。また、必要に応じて、広川町の住宅協力員（株式会社スエタカ）の担当者も同行します。

### ◆審査完了後、空き家バンクへ登録

・広川町ホームページ

・わかやま空き家バンク

※なお、必要に応じて、空き家情報の変更や登録の取り消し（売却や賃貸契約の締結終了後）を要します。

▶詳しくは、企画政策課 企画政策班（☎23-7731）まで

## ため池や水路等での事故防止について



**農** 作業の盛んになるこの時期は、ため池や水路の水位が通常より高い状態が多く、子どもたちには大変危険な場所となりますので、ため池や水路に近づいたりしないよう、ご家族のほか、地域の皆さまを含めた地域全体でのお声かけをお願いいたします。

特に、ため池の斜面は滑りやすく、岸辺から急に深くなっているところが多いため、大変危険ですので、遊んだり、魚釣りは絶対にしないでください。

また、維持管理等でため池や水路付近で作業等する際には、十分注意してください。

また7月3日・13日には津木小学校と南広小学校でため池に関する出前授業が行われ、ため池の役割などについて学びました。

